

出 産 ・ 育 児 に 伴 う 諸 制 度

(平成22年9月現在)

	制 度	説 明	時期
休 暇 制 度	妊婦健診などの休暇 (女性職員のみ)	・妊娠中の保健指導、健康診査を受ける時に必要な期間(時間)を取得できます。 妊娠23週まで・・・4週に1回 妊娠24週から35週まで・・・2週に1回 妊娠36週から出産まで・・・1週に1回	妊 娠 中
	「つわり」などの休暇 (女性職員のみ)	・つわりなどの妊娠障害により勤務が困難な時。 ・一妊娠期間中に通算して14日まで取得できます。	中
	産前産後休暇 (女性職員のみ)	・母性保護のための休暇です。 ・出産予定日前6週・出産後8週の間取得できます(多胎の場合は、産前14週)。	出 産 前 後
	妻の出産に伴う休暇 (男性職員のみ)	・妻の出産への立会い、出産に伴う各種手続等を行うための休暇です。 ・3日の範囲内で取得できます(出産の日から14日以内)。	後
	男性職員の育児参加休暇 (男性職員のみ)	・妻の産前6週・産後8週の期間に小学校未満の子の育児を行うための休暇です。 ・5日の範囲内で取得できます(妻の産前6週・産後8週の期間内)	後
	出産後の健診休暇 (女性職員のみ)	・出産後の健診に取得できます。 ・1回取得できます(出産後1年までの間)。	
	育 児 休 業	・子を育児するために職員が休業するものです。 ※職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、休業することができます。 ・子が3歳になる(3歳の誕生日の前日)までの間で休業できます。 ・育児休業計画書を提出して最初の育児休業をした後3月経過した後、再度育児休業をすることができます。 ・給与は支給されません。	育 児 期
	産 後 パ パ 育 休	・子の誕生日から57日間の期間内に、男性職員が子を育児するために休業するものです。 ※57日間の期間内に最初の育児休業を開始して終了した場合、特別の事情がなくても再度育児休業をすることができます。	育 児 期
	部 分 休 業	・子の育児の状況から部分的に休業する必要がある場合。 例 保育園が遠方のための送迎に相当の時間を要するなど ※職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、休業することができます。 ・子が小学校に修学するまでの間で休業できます。 ・勤務時間の始め又は終わりに2時間まで(30分単位) ・取得時間分の給与は支給されません。	育 児 期
	育 児 短 時 間 勤 務	・子を育児するために短時間での勤務をするものです。 ・子が小学校に修学するまでの間で短時間勤務ができます。 ※職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無の状況にかかわらず、育児短時間勤務をすることができます。	育 児 期
育 児 時 間	・1歳未満の子の授乳などの育児のために取得できます。 ・1日2回、各30分以内で取得できます。	育 児 期	
子 の 看 護 の 休 暇	・小学校就学前の子を看護するために取得できます。 例 子の発熱による看護、予防接種や健康診断の付き添いなど ・年(1/1~12/31の間)に5日以内で取得できます(1日又は1時間単位)。 ※小学校就学前の子が2人以上の場合は10日取得できます。ただし、年の途中で対象となる子の人数に変更があった場合は、休暇取得時の人数で取得日数を判断します。	育 児 期	
短 期 介 護 休 暇	・家族が負傷・疾病などによって介護その他の世話をを行う必要があるときに取得できます。 ・年(1/1~12/31の間)に5日以内で取得できます(1日又は1時間単位)。 ※介護を必要とする家族が2人以上の場合は10日取得できます。ただし、年の途中で介護を必要とする家族の人数に変更があった場合は、休暇取得時の人数で取得日数を判断します。	そ の 他	
介 護 休 暇	・家族が負傷・疾病などによって介護する必要があるときに取得できます。 ・2週間以上6ヶ月の期間内(1日又は1時間単位)。 ・取得時間分の給与は支給されません。	そ の 他	

出 産 ・ 育 児 に 伴 う 諸 制 度

(平成22年9月現在)

	制 度	説 明	時 期
給 付 な ど	出 産 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産に伴う費用として共済組合より420,000円が給付されます。 ・ 女性職員及び妻を扶養している場合。 ・ 出産後に請求します。 	出 産 前 後
	代 理 受 領	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費を共済組合から直接医療機関へ支払います。 ・ 出産に伴う一時的な費用負担が軽減されます。 ・ 事前の手続きが必要です。 	
	出 産 貸 付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共済組合の貸付事業です。 ・ 出産に伴う費用に充てるための貸付を行います。 	
	出 産 祝 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県市町村福祉協会の給付事業です。 ・ 30,000円が給付されます。 	
医 療 給 与 そ の 他	共 済 掛 金 免 除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業中の共済掛金が免除されます。 	育 児 期
	育 児 休 業 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業で給与が支給されないことに伴い、共済組合から給付されます。 ・ 子が1歳（1歳の誕生日の前日）になるまでの期間について、給付されます。なお、特例的に子が1歳2月又は1歳6月になるまでの間給付される場合もあります。 	
	育 児 休 業 援 助 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県市町村福祉協会の給付事業です。 ・ 共済組合からの育児休業手当金終了後にも育児休業を取得している場合に給付されます。 ・ 月40,000円が給付されます。 	
医 療 給 与	扶 養 親 族 の 申 請 (医 療 保 険)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子を保険証（共済組合員証）の扶養親族とすることができます。 	出 産 〜 育 児 期
	扶 養 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子を扶養親族とした場合、扶養手当が支給されます。 	
そ の 他	子 ど も 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子を監護（監督、保護）している職員に支給されます。 	育 児 期
	深 夜 勤 務 の 制 限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校就学前の子を養育するために職員が請求したときは、深夜勤務が免除されます。 	
	時 間 外 勤 務 の 制 限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満の子を養育するために職員が請求したときは、時間外勤務が免除されます。 ・ 小学校就学前の子を養育するために職員が請求したときは、時間外勤務を1月につき24時間、1年につき150時間以内に制限されます。 	

詳細や手順方法は人事課にお問合せ下さい。